

野口真広『植民地台湾の自治—自律的空間への意思』

早稲田大学出版部 2017年 322頁

東京大学 総合文化研究科 修士課程
安度炫

本書は植民地台湾の自治を主要論題として扱っており、その内容は大きく二つに分かれる。一つ目は植民者の観点、即ち台湾総督府が構想及び施行した台湾地方自治制に対することで、すでに多くの研究が成されている保甲制とともに、今まであまり注目されなかった台湾総督石塚英蔵の郡警分離問題に焦点を当てている。そして二つ目は被植民者の観点、特に1930年代の台湾地方自治連盟を主導した楊肇嘉の理念と活動を分析することで、彼と彼の地方自治運動に対する新たな評価を出している。本書の章立ては以下の通りである。

序論

第一章 旧慣と植民地統治の統合

第二章 戦間期における植民政策の変容

第三章 統治者による漸進的改革とその限界

第四章 台湾人による植民地政策学の応用

結論 幻の台湾自治

第一章では台湾総督府が地方自治制として台湾の旧慣であった保甲制を利用する過程とその以後の展開を分析している。雲林事件で外国人商人が殺された後、台湾に欧米列強の耳目が集めることを恐れた総督府は素早く新しい治安対策を立てる必要があった。そして総督府が古荘嘉門の建議を容れて設置した台湾人自衛組織が保甲制の復活の始まりであったと本書は定義している。後藤新平はその保甲制を整備し、警察の補助機関として活用することで大規模な武力抵抗の鎮圧に成功したが、被植民者との不通による政策的失政は再び台湾人の武力蜂起を惹起する原因となった。これに下村宏は台湾の臣民教育に力をつくす一方、総督府内には諮問機関を設置することで台湾人との疎通を

試みたと著者は主張した。

第二章では楊肇嘉が政治運動家として成長する過程と、後の台湾地方自治運動の知的源泉を提供した日本人学者の研究業績を紹介している。地方名望家の養子として入った楊は、父の代わりに街長に任じられて台湾の名ばかりの地方自治制を実感し、政治意識に目覚めたと言われている。そして彼は1926年に早稲田大学に留学して台湾人留学生の政治運動に参加する一方、矢内原忠雄を含めて浅見登郎、永井柳太郎などの植民政策学者と交流することで、彼の政治理念は確立したと評価している。

第三章では台湾人の地方自治を試みた石塚英蔵の台湾統治政策を検討している。かつて台湾、朝鮮などを転々として植民地統治に対する長い経験を有していた石塚は、1929年に台湾総督に赴任して台湾人の不満を静めるための制度改革を行おうとした。そしてその一環として構想された郡警分離は台湾統治の全般的な実績を上げると同時に、台湾人に地方の行政を任せることによって彼らの自治要求を解決する目的であった。しかし1930年の霧社事件の勃発と台湾に対する内地の消極的な支援が結局郡警分離を頓挫させたと述べている。

第四章では楊肇嘉と台湾地方自治連盟の政治活動を中心に地方自治運動の性格と志向を検証している。1929年に日本から戻った楊は演説などの活動を通して植民地人の段階的な権利拡大を主義する一方、民選議決機関の設置による地方自治の改革を要求する請願及び建議を展開した。そして彼は欧米と日本の立憲政治に対する理解をもとに日本統治下の台湾に「自律的立憲主義」の達成を目指していたと著者は評価した。しかし満州支配の正当性を確保しようとする内地の風潮に合わせて、台湾総督府が地方自治改革を独断的に実施したことで台湾人の政治的要求は結局受け入れられなかったと本書は述べている。

本書はまず石塚英蔵の郡警分離構想を植民者からの地方自治改革として解釈したのが興味深いところである。本来郡警分離は郡役所と警察署を分離して業務の効率を向上させる目的であったが、その裏面には台湾人を郡守に任用することも考慮していたことを著者は指摘している。それは自治権の拡大を要求する台湾人社会の動きを一部収容する措置でもあったが、台湾人に街庄をまとめる顔役を任せることで植民統治に対する台湾民心の不満を緩和する意図も含まれていた。しかし当時の台湾では彼の地方自治改革に対してあまり肯定的に評価されることはなかったと言われる。地方社会の自主的政治を求めた台湾人運動家にとって、安定的な植民統治のために構想された改革では自分たちの政治的欲求を完全に満たすことが難しかったからである。結局、台湾の地方自治を巡っての植民者と被植民者の意見衝突は、台湾人の協力を得ない不完全な統治改革の施行、そして議決機関の設置を要求する地方自治運動の展開を生み出したと本書は分析し

ている。

また本書は植民地台湾の政治運動において今まであまり評価されることがなかった地方自治運動と、それを主導した楊肇嘉と台湾地方自治連盟の政治理念の重要性をく提起している。既存の先行研究での地方自治運動は、台湾総督府の根回しによって台湾議会設置請願運動から分裂し、内地延長主義に方向に転換したことで台湾議会設置請願運動の形骸化、もしくは政治的に後退した運動として批判されることが多かった¹。それに対して著者は、楊の街長としての経験とともに留学先で学んだ植民行政学が彼の政治理念の確立に大きく関与したことを明らかにしている。例えば彼の指導教授だった浅見登郎は、ハワード・リーマクベインの影響を受けて地方分権主義の原則に基づく植民地行政を強調した学者であった。植民地人の意見をより反映できる議会の設置を主張した彼の植民政策は楊の地方自治運動の方向性にも深く関係していると考えられる。また著者は台湾地方自治連盟が従来の台湾人政治運動と同じく総督府、内地への請願及び建議を続ける中で、自分たちの要望を法案の体裁としてまとめ上げたことを検証している。この点に着目して本書は、漸進的で確実な方法で台湾人の自治権拡大を目指した政治運動として地方自治運動に新たな評価を出しているのである。

このように本書の意義は、植民地台湾の自治を既存とは違う視角から接近し、1930年代に行われた地方自治運動を「自律的立憲主義」の実現を追求した政治運動として定義したことである。しかし本書の主張の中にはまだ疑問と思われる部分が残っているため、本格的な議論を経てそれを補う必要がある。例えば著者は石塚英蔵の郡警分離構想を台湾人の地方自治の具現として分析しているが、実際の植民地台湾において郡がどれ程の政治的影響力を持っていたのかは具体的に言及されていない。それに関して本文では郡守を行政官であって街庄の顔役であると紹介はしているが、当時の郡守が地方自治を行うための権限を総督府から認められていたのかは改めて検証が必要である。しかし1930年代の郡守は多くが低学力かエリートコースから左遷された内地人が任命されたという岡本真希子の研究²を参考にすれば、郡がそこまで総督府に期待される行政機関であったかは疑問の余地がある。また本文で引用した松田源治拓務大臣の郡警

¹ 若林正文『台湾抗日運動史研究』研文出版、1983、pp. 151-157。

² 岡本真希子『植民地官僚の政治史：朝鮮・台湾総督府と帝国日本』三元社、2008、p360。

分離に対する意見の中で「郡警分離ヲ行ハ、郡守ノ事務ノ範圍著シク縮小セラレ、從テ郡ノ廃合ヲ相当多數断行」せざるを得ないと懸念を表した記述も³、当時の郡守が持った権限がそこまで強くなかったことを裏付ける反証になるのではないかとと思われる。

また楊肇嘉が日本から帰って地方自治運動を展開する背景と過程についても更なる論議は必要である。本文では街長としての体験とともに留学先での経験を楊の政治理念を確立させた要因として分析する一方で、特に浅見登郎の研究指導は楊の地方自治運動の基盤として少なくない影響を与えたと評価している。しかし議会の設置を前提とする植民地の自治統治を主張した研究業績から推測できるように、浅見の政治理念は地方自治運動よりは台湾議会設置請願運動に近いものであった。また楊も留学中に林猷堂、蔡培火などと交流して政治運動に参加していたことを考えれば、彼も最初には議会の設立に重点を置いたと汲み取ることができる。しかし本書ではどの時点で楊が議会設置の要求を諦めて地方自治運動に転換したのかは明らかにされていない。単に台湾議会設置請願運動の失敗を地方自治運動の展開の動機として捉えているが、それだけでは留学先での経験と彼の政治理念を結びつけるのが難しくなる。楊が何をきっかけにどのような省察を得て地方自治の価値観にたどり着いたのかを追加の分析で解明した後でこそ、彼の政治理念を確実に定義できるとと思われる。

まとめると、本書は1930年代の台湾から展開した地方自治運動を地方から自治権の拡大を求めた政治運動として分析することで、植民地台湾の政治運動史に新たな可能性を提示している。今後この研究が更なる検討を重ねて学術系にとって新たな一歩を踏み出させる土台になることを心から期待している。

³ 野口真広『植民地台湾の自治 自律的空間への意思』早稲田大学出版部、2017、p 204。